

## 健康課題の解決に向け「養護教諭(担任等)の専門性を高める」

### 養護教諭の役割

\* 文部科学省の資料からまとめたもの

現在の児童生徒には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じている。また、身体的な不調の背景には、いじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題が関わっていることもある。

このような多様化・複雑化する児童生徒が抱える現代的な健康課題については、専門的な視点での対応が必要であり、養護教諭が専門性を生かしつつ中心的な役割を果たすことが期待される。さらに、これらの健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、学校の全ての教職員が連携して取り組むことが重要である。

また、これらの現代的な健康課題に関わる養護教諭の役割としては、児童生徒の健康課題を的確に早期発見し、課題に応じた支援を行うことのみならず、全ての児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するための取組を、他の教職員と連携しつつ日常的に行うことが重要である。

養護教諭は、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するには、教職員や家庭・地域と連携しつつ、日常的に、「**心身の健康に関する知識・技能**」「**自己有用感・自己肯定感（自尊感情）**」「**自ら意思決定・行動選択する力**」「**他者と関わる力**」を育成する取組を実施する。

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るためには、規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処できる力など、自らの心身の健康の保持増進を図るための知識・技能を身に付けることが必要である。また、心身の健康にとって望ましい行動を選択するためには、自分自身を大切にすることや、物事を

様々な角度から慎重に考え判断すること、目標を決めて実現のために努力すること、家族や仲間と良い人間関係を保つことなどが必要である。

これらの「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自尊感情）」「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」を児童生徒に育成するために、養護教諭には他の教職員や学校医等の専門スタッフと連携し、学校において様々な取組を行うとともに、家庭や地域における取組を促すことが求められる。

なお、養護教諭が日常的に行っている健康管理の取組（健康観察、救急処置、疾病管理等）についても児童生徒の心身の健康を支える重要なものであり、健康管理と以下のような取組を組み合わせ、学級担任等と連携を図りながら、健康な生活を送るために必要な力を児童生徒に育ていく必要がある。

## 心身の健康に関する知識・技能

基本的な生活習慣を形成するための指導（睡眠・食事・運動等）や心身の発達について理解できる指導の充実を図る。

基本的に授業は教諭が行うものであるが、例えば、保健学習にチーム・ティーチング「TT」で参加・協力する、個別の保健指導を実施する、保健指導用の資料を作成する、保健だよりや掲示物等により児童生徒に対する啓発を行う、などの取組を行う。

特に、心のケア（強いストレスを受けた時の対処方法）に関する保健指導にTTとして協力する場合、例えば、強いストレスを受けたときに起こる心や体の変化、ストレス対処方法（誰かに相談する、話す、体を動かす、音楽を聴く等）について、発達段階に応じて指導することは効果が期待できる。

## 自己有用感・自己肯定感（自尊感情）

- ・学級活動や委員会活動の中で健康に関する発表を行うことや1年間を通して継続的に取り組む活動、例えば、給食後の歯みがき活動により、児童生徒に成果や達成感を感じさせる。
- ・学校生活の中で、「友達の良いところ探し」や「地域でのボランティア活動」等を通して、互いの良いところを認め合うことや、他者の役に立っていると感じることを提供し、児童生徒の自己有用感を高められるよう努める。
- ・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越える体験の機会を設ける。例えば「苦手な友達に自分の気持ちを伝える」「『やめて』と言えるようになる」など、保健室で児童生徒と練習した後、実際に対処させる。

## 自ら意思決定・行動選択する力

- ・児童生徒が、「自分なりの不安や悩みの解決策」「自分らしい意思決定」ができるようにするため、健康相談や保健指導を通して、自分について見つめたり、考えたりすることを支援する。（気持ちのコントロール方法、ストレスへの対処方法など）
- ・学級活動の中で、児童生徒が自ら決定した健康に関わる個人目標に対して、目標が達成できているか具体的な実践内容についての振り返り、それを踏まえた次の新たな目標設定などについて、事後指導等で学級担任と連携して支援する。

## 他者と関わる力

- ・保健室来室の際、自分の体の状態を伝えられるように保健指導する。
- ・保健室での健康相談を通して、「こんな言葉を使うと友達はうれしいよ」「こうしてあげるともっとうれしいよ」といった他者と円滑にコミ

コミュニケーションを図る能力を育てる。

- ・ 児童生徒会活動（委員会活動等）でペア歯みがきや、地域の小学校や保育所等での異年齢交流、老人福祉施設等での体験学習等に取り組むことにより、地域の人々との交流や他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする態度を育てる。

## ＜対象者の把握＞

### 1 体制整備

養護教諭は、関係機関との連携のための窓口として、コーディネーター的な役割を果たしていくことが重要である。

### 2 気付く・報告・対応

養護教諭は、日頃の状況などを把握し、児童生徒等の変化に気付いたら、管理職や学級担任等と情報を共有するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集する。児童生徒の健康課題が明確なものについては、速やかに対応する。

## ＜課題の背景の把握＞

### 1 情報収集・分析

養護教諭は、収集・整理した情報を基に専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会に報告する。

### 2 校内委員会におけるアセスメント

養護教諭は、校内委員会のまとめ役を担当する教職員を補佐するとともに、児童生徒の課題の背景について組織で把握する際、専門性を生かし、意見を述べる。

## ＜支援方針・支援方法の検討と実施＞

### 1 支援方針・支援方法の検討

養護教諭は、健康面の支援については、専門性を生かし、具体的な手法や長期目標、短期目標等について助言する。

## 2 支援方針・支援方法の実施

養護教諭は、課題のある児童生徒の心身の状態を把握し、必要に応じ、健康相談や保健指導を行う。

### <児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施>

養護教諭は、これまでの支援に基づく実施状況等について、児童生徒の課題が正確であったか、その他の原因は考えられないか、新たな要因が生じていないかなど、情報収集及び分析を行い、支援方針・支援方法を再検討するに当たり、児童生徒にとって有効なものになるか、専門性を生かし助言する。

心身の健康の保持増進に関して、課題を抱えた児童生徒を学校で確実に把握するため、養護教諭が中心となり、児童生徒の健康観察で把握しなければならない基本的な項目について、全教職員及び保護者に対して周知するとともに、学校内及び地域の関係機関（教育関係機関・保健福祉機関・医療機関等）との連携について、学校として体制を整備しておく。その際、養護教諭が関係機関との連携のための窓口として、コーディネーター的な役割を果たしていくことが重要である。

**養護教諭は、**

- ・ 誰でも（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも相談できる保健室経営を行う。
- ・ 医学的な情報や現代的な健康課題等について、最新の知見を学ぶ。
- ・ 地域の関係機関とも連携できるような関係性を築く。
- ・ 地域の関係機関をリスト化し、教職員等に周知する。

養護教諭は、管理職や学級担任等に対して、

- ・ 気になる児童生徒の学級での様子について聞く。

- ・ 医学的な情報や現代的な健康課題の傾向等を的確に伝える。特に、日常の健康観察のポイントや、危機発生時は児童生徒が異なったサインを出すことなどを周知する。

養護教諭は、保護者に対して、

- ・ 家庭での健康観察のポイントや保健室はいつでも誰でも相談できることや相談できる関係機関について、学校通信や保健だより、学校保健委員会活動等を活用して常に発信する。

学級担任等は、

- ・ 児童生徒の変化にいち早く気付ける立場にあることを常に意識し、観察する力の向上に努める。
- ・ 健康観察を通して、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

学校医やSC・SSW等は、

- ・ 学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要な内容は、学校全体で管理することが基本となるため、把握した児童生徒に関する情報は学校に提供する。
- ・ 学校へ情報提供するために、必要に応じ、保護者や児童生徒の同意を得ておく。
- ・ 全ての教職員は、緊急時に状況の判断と働きかけを適切にできるようにするため、日頃の児童生徒をよく観察し関わりをもっておく。
- ・ 養護教諭や学級担任は、児童生徒の状況を必ず記録に残し、学年の移行期には確実に引き継ぎを行う。また、校種間連携で得た情報についても組織で共有する。なお、引き継ぎについては、本人・保護者の同意を得ることが原則である。引き継ぎを望まない場合であっても、その理由を聞きつつ、引き継ぐことの利点やどのような内容であれば可能かについて、話し合うなど丁寧に対応することが求められる。

## <いじめ、自殺、児童虐待、保護者の養育に関する問題への対応>

### ① いじめ

- ・いじめの発見・通報を受けた教職員は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策推進法第22条）で情報共有し、組織で指導・支援体制を組む。重大事態（※）については、いじめ防止対策推進法第28条により対処する。

（※）重大事態とは

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ② 自殺

- ・自殺の危険性の高い児童生徒に気付いたときは、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」により組織で指導・支援体制を組む。自殺が起きたときは、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」により対応する。

### ③ 児童虐待等

- ・児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに、市区町村、児童相談所等に通告しなければならない。（児童虐待防止法第6条）
- ・児童虐待の発生予防のため、要支援児童等（※）と思われる児童生徒を把握したときは、当該児童生徒の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。（児童福祉法第21条の10の5）

（※）要支援児童等の定義

児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者

## 〈障がいのある児童生徒への教育支援〉

「教育支援資料」（平成25年10月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を参考に、教職員が当該児童生徒の障がいの特性や教育的ニーズ等への理解を深めつつ、特別支援教育コーディネーターを中心とする適切な協力・連携体制のもとで対応する必要がある。なお、特別支援教育における児童生徒の健康課題の早期発見・早期対応は、問題の深刻化を防止するとともに、スムーズな解決にもつながる。

教職員等は、全ての児童生徒の学校生活の様子を丁寧に観察し、児童生徒の心身の健康状態の変化や児童生徒のサインを、できる限り早期に発見することに努める。変化やサイン等を発見した場合には、その情報を関係者で速やかに共有するとともに、管理職に報告する。

管理職、学級担任、養護教諭等は、児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。管理職は、児童生徒の状況の変化を踏まえ、児童生徒の抱える健康課題が重大なものであり、学校全体による継続的な支援が必要なものであるかどうかを判断する。

**養護教諭は、**

- ・保健室だけにとどまらず、校内を見回ることや部活動等での児童生徒の様子や声かけなどを通して、日頃の状況などを把握するよう努める。
- ・児童生徒や保護者の変化に気付いたら、管理職や学級担任等に報告・連絡・相談するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集する。
- ・児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。

**学級担任等は、**

- ・授業や学級の活動だけにとどまらず、休み時間や部活動の時間などからも、児童生徒の日頃の様子を把握するよう心がける。（例えば、生活

ノートや雑談等から把握した交友関係や悩み等について、学年主任、養護教諭等と情報を共有する)

- ・ 児童生徒や保護者の変化に気付いたら、管理職や学年主任、養護教諭等に報告・連絡・相談するとともに、様々な情報の収集を行うよう心がける。
- ・ 学級担任は、児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。

**学校医やSC・SSW等は、**

- ・ 日常の様子から心配な児童生徒に気付いた場合は、児童生徒との面談等を行う。
- ・ 受診内容や相談内容について、学校との情報共有が必要なものについては、情報を提供する。
- ・ 学校へ情報提供するために、必要に応じ、保護者や児童生徒の同意を得ておく。児童生徒は、自分の気持ちを言葉ではなく、頭痛や腹痛などの身体症状や行動等で表すことが少なくない。
- ・ いじめられている等の悩みを抱える児童生徒は、周りに打ち明けないことや、相談しないことがある。
- ・ 「おとなしい子」「頑張っている子」だからという先入観にとらわれず、様々な視点から子供を観察し、「無理をしていないか」などと声かけをする配慮が大切である。

学校全体による継続的な支援が必要と判断された児童生徒について、適切な支援方針・支援方法を検討するため、課題の背景をより詳細に把握することが重要である。そのために、児童生徒に関わる学級担任や養護教諭、管理職、専門スタッフは様々な方法で情報収集に努めるとともに、その情報をそれぞれの立場から分析する。

**養護教諭は、**

- ・ 保健室で得られる情報（健康観察、保健室利用状況、健康相談結果、

当該児童生徒の生活時間や家庭での食事状況などの心身の健康に関する調査結果など)を整理する。

- ・学級担任や保護者から、友人関係や家庭の経済状況、教職員との関係、学習状況などの様々な情報を収集する。
- ・必要に応じ、関係機関等からも情報収集を行う。
- ・収集・整理した情報を基に、専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行う。

#### 学級担任等は、

- ・日常の健康観察の状況を把握しておく。
- ・児童生徒の友人関係や家庭の経済状況、教職員との関係、学習状況などについて整理する。
- ・他の児童生徒、保護者等からも情報を収集する。
- ・収集・整理した情報を基に、課題の背景について分析を行う。
- ・分析した結果を校内委員会でわかりやすく報告する。

#### 学校医やSC・SSW等は、

- ・学校から提供された情報を基に、課題の背景を把握し、それぞれの専門性を生かして分析する。
- ・「身体や精神面の特徴」「学習・行動の様子」「本人を取り巻く環境・家族の思い」等、アセスメントに必要な項目について、「主な心身の課題把握事項(参考例)」を活用するなどして、漏れがないよう注意する。
- ・関係機関等に情報を求める場合、学校として情報提供を求めることを基本とし、校内委員会で内容を検討する。

### 校内委員会におけるアセスメント

#### (1) 基本的な考え方

当該児童生徒の健康課題についてアセスメントするため、管理職や学級担任、養護教諭等の関係教職員等が参加する校内委員会(既に学校に

組織されている場合は、既存の組織を活用) を開催する。

校内委員会においては、教職員等が収集・分析した児童生徒に係る情報を集約し、児童生徒の健康課題の背景を正確に把握する。

児童生徒の健康課題の背景を踏まえて、次の方向性を校内委員会において検討する。

※ 健康課題の背景に、発達障害・いじめ・虐待等が確認された場合には、別途定められた対応を行う。例えば、当該児童生徒の健康課題の背景に発達障害を含む障がいがある場合については、特別支援教育に関する校内委員会（「特別支援教育の推進について（通知）」を活用し、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の整備、個別の教育支援計画等の作成・活用等を通じ、障がいの特性や教育的ニーズ等を踏まえた支援を行う。

**養護教諭は、**

- ・校内委員会に参加し、疑問点等については必要に応じ発言し、確認する。
- ・児童生徒の健康課題の背景について組織で把握する際、養護教諭の専門性を生かし、的確に意見を述べる。
- ・分析をした結果を校内委員会でわかりやすく報告する。出席状況や保健室利用状況などをグラフに表すなどの工夫をする。

**学級担任等校内委員会のまとめ役の教職員（養護教諭の場合もある）は、**

- ・報告された内容以外で情報に漏れがないか、各教職員に再確認する。
- ・それぞれの分析結果を踏まえ、課題の背景で想定されることを絞っていく。

**学級担任等は、**

- ・報告された情報を基に、課題の背景を分析する。
- ・分析した結果を、校内委員会でわかりやすく報告する。
- ・資料や報告された内容に、漏れがないか確認し報告する。

学校医やSC・SSW等は、

- ・校内委員会に参加する際は、それぞれの専門分野から、課題について分析した結果を報告する。
- ・校内委員会で報告された情報や分析結果を基に、それぞれの専門性からさらに分析するとともに、必要な助言を行う。
- ・児童生徒の訴え（腹痛や頭痛等）に対しては、病気や障がいがあるかないか、確かめることが大切である。最初から心の問題と決めつけることがないようにする。
- ・児童生徒の課題の背景は複数の要因（家族の経済状況、家族の問題、交友関係、地域性等）が複雑に絡んでいることがある。
- ・同じような行動でも、理由や背景によって、必要とされる支援や支援方法が異なることを常に意識する。

## 支援方針・支援方法の検討

### （1）基本的な考え方

児童生徒の健康課題を具体的に解決していくために、校内委員会において児童生徒の健康課題の状況を踏まえ、児童生徒の支援方針・支援方法を検討する。長期目標、短期目標を設定し、具体的にどのような方法（支援体制等）で、誰が、どこで、何を実施するか等を決定するとともに、全教職員で共通理解を図る。

- ・長期目標：長期的な視点にたって、児童生徒のより望ましい状況を設定する。その間、絶えず実態を把握し、必要に応じ見直しを検討する。
- ・短期目標：長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるような目標を設定する。

養護教諭は、

- ・健康面の支援については、専門性を生かし、具体的な手法や長期目標、

短期目標等について助言する。

- ・ 支援方針・支援方法を検討する際、必要に応じ、学級担任や校内委員会のまとめ役の教職員、学年主任等と協力する。
- ・ 健康面の支援について、関係機関と連携した対応が必要な場合は、学校医やSC・SSWと協力するなど、より児童生徒の実態に即した支援方針・支援方法が検討されるよう働きかける。

**学級担任等校内委員会のまとめ役の教職員（養護教諭の場合もある）は、**

- ・ 校内委員会の意見をまとめ、児童生徒に対して有効であり、実現可能な支援方針・支援方法となっているか検討する。
- ・ 支援に当たっては、関係教職員や専門スタッフの役割分担を適切に行い、全体を調整する。

**学級担任等は、**

- ・ 支援方針・支援方法の検討に当たっては、児童生徒の状況を把握している立場から積極的に関わる。
- ・ 一人で抱え込まず、組織として対応する意識を持つ。

**学校医やSC・SSW等は、**

- ・ 支援方針・指導方法が児童生徒に対して有効な手立てとなるよう、それぞれの専門の立場から助言する。学級担任が一人で抱え込まないように、課題ごとに決めた担当教職員や学年主任、養護教諭等が支援に協力する。
- ・ 保護者への説明が必要な場合は、学級担任だけに任せるのではなく、必要に応じ、管理職や養護教諭、学年主任などと協力する。
- ・ 組織で支援することを意識し、それぞれの役割を明確にする。
- ・ 校内だけで解決することに固執せず、児童生徒の課題を解決することを第一の目標とする。そのためには適切に専門家からの支援や関係機関との連携が必要であることを、教職員が共通理解する。
- ・ 「児童生徒理解・教育支援シート」は不登校支援のために作成された

シートであるが、課題に対して、学校組織としてプランニングするに当たり活用することも有効である。

## 支援方針・支援方法の実施

### (1) 基本的な考え方

学級担任や養護教諭をはじめとする教職員等は、校内委員会で決定した児童生徒の支援方針・支援方法に基づき、それぞれが担うべき役割を適切に実施するとともに、児童生徒の課題の状況を丁寧に把握する。児童生徒の状況に何らかの変化が見られれば、速やかに全教職員等で情報共有するとともに、必要に応じて支援方針・支援方法の見直しを行う。

養護教諭は、

- ・健康課題を抱える児童生徒の心身の状態を把握し、必要に応じ、健康相談や保健指導を行う。
- ・保健室登校の場合は、養護教諭が中心となり、児童生徒の指導に当たることになるが、支援内容については、必ず、管理職、学年主任、学級担任、保護者と協議した上で決定し、組織的に支援する。

校内委員会のまとめ役の教職員（養護教諭の場合もある）は、

- ・校内委員会を定期的を開催し、それぞれの役割が果たしているか等の状況をまとめ、関係者間の調整を図る。

学級担任等は、

- ・与えられた役割を果たす。
- ・児童生徒の状況等に変化があれば、管理職に速やかに報告する。また、学年主任やまとめ役の教職員、養護教諭とも情報共有をする。

学校医やSC・SSW等は、

- ・支援の実施にあたり、専門家の立場から児童生徒を支援するとともに、必要に応じ、教職員等への助言等も行う。各担当者が支援方針・支援方法を実施するに当たり、困難や迷いが生じた場合は、管理職や課題

ごとに決めた担当教職員、学年主任、養護教諭等と相談するとともに、必要に応じて校内委員会を開催する。

- ・教職員が判断に迷うときは、学校医やS C・S S Wの助言を求める。
- ・周囲の児童生徒への配慮が必要な場合には、教職員が共通認識をもって対応する。